



## ▶ 今回のお知らせ版掲載一覧



1ページ ・小中学校書き初め展の開催について



2ページ ・喰丸小チャレンジショップ 「よいやれ屋」1月のご案内

・診療所からのお知らせ



3ページ ・令和6年分所得申告相談事前準備のお願い



昭和村公民館ロビーで開催します

### 小中学校書き初め展の開催について

小中学校の児童・生徒が書いた書き初めを、期間中、公民館ロビーに展示します。今回は小中連携の一環として、小学3～6年生の書き初め指導を中学校国語科教員も担当し、子どもたちが熱心に練習を重ねた力作がそろっています。ぜひ、お気軽にご来館いただき、児童・生徒が書いた書き初めをご覧ください。

●開催期間：令和7年1月15日(水)～1月31日(金)

※期間中の土日は公民館閉館日となりますのでご注意ください。

●開催時間：午前9時～午後5時まで

※最終日(1月31日)は正午までの開催となりますのでご注意ください。

●会場：昭和村公民館ロビー

☎ 教育委員会 ☎ 57-2164

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



喰丸小チャレンジショップ

## 「よいやれ屋」1月のご案内

1月の「よいやれ屋」は下記の通り開催いたします。みなさんぜひご来館ください。

(出店者の都合により変更、中止がありますので、ご了承ください。)

開催日	出店者	内容
1/18 (土)	おりひめハーブティ	ハーブティ販売
1/19 (日)	オノガワ菓子店 おりひめハーブティ	お菓子、小物販売 ハーブティ販売

☎ 産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124



## 診療所からのお知らせ

### 直近の診療日をご案内いたします。

- 内科は毎週水曜日が一般外来休診日です。  
(検査・昭和ホーム回診・往診日、急患応相談)
- 歯科は完全予約診療です。  
(急患応相談、事前にお電話ください。)
- ◎来所の際は自宅で体温を測っていただき、**マスク**を着用願います。
- ◎発熱等の症状がある場合には、**来所する前に**  
(家族も含む)、**まずお電話**でご相談ください。  
(57-2255)
- 土日祝日は休診日です。休日・時間外の受診・相談は極力控え、診察日・診察時間内に受診しましょう。

### ●お薬の残薬をご確認の上、早めの受診をお願いします。

月日	内科	歯科	バス
1月8日(水)	検査日	○	
9日(木)	○	休診	松山～野尻
10日(金)	○	○	大芦
13日(月)	祝日	祝日	成人の日
14日(火)	○	○	小中津川～両原、小野川
15日(水)	検査日	○	
16日(木)	○	○	松山～野尻
17日(金)	○	○	大芦
20日(月)	○	○	下中津川
21日(火)	○	○	小中津川～両原、小野川
22日(水)	検査日	○	
23日(木)	○	○	松山～野尻
24日(金)	○	○	大芦
27日(月)	○	○	下中津川
28日(火)	○	○	小中津川～両原、小野川

- **内科** 午前9:00～11:15 (受付)  
※午後診察分の受付も行っております。  
午後2:00～ 4:00 (受付)
- **歯科** 午前9:00～11:30 / 午後 1:30～4:00  
※医師の診療を受けずに薬のみを処方することは法律上出来なくなっております。

☎ 診療所 ☎ 57-2255

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



## 令和6年分所得申告相談事前準備のお願い

2月中旬から3月中旬に実施する所得申告相談につきまして該当の方は以下の準備をお願いします。

### ●医療費控除の明細書作成

医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」を作成し、所得申告相談の時に領収書と併せて提出してください。

最終ページに記入例と記入用の明細書を添付しますのでご活用ください。なお、昭和村のホームページからもダウンロードできます。

※医療費控除は医療費の合計金額が10万円、もしくは控除を受ける方の所得金額の5%を比較して、いずれか少ない方の金額より控除の対象となります。

### ●所得申告相談資料の記入

昨年の令和5年分所得申告相談で事業・農業・不動産の所得申告があった方へ「所得申告相談資料」を送付しますので記入し、所得申告相談の時に領収書や帳簿などと併せて提出してください。

令和6年に上記の収入があった方や1月17日までに届いていない方は役場で配布しますのでご連絡ください。

※所得申告相談資料は収入と経費をまとめるための用紙です。提出した資料を基に役場職員が確定申告及び住民税申告の用紙を作成します。

※青色申告、電子申告(eLTAX)の方への配布は行いません。

### ●給与支払報告書の提出

従業員を雇用する事業主(給与支払者)の皆さんには、所得税を源泉徴収する義務があります。法人や個人にかかわらず、前年に支払った給与額は、すべての従業員分(アルバイト、パート、役員など)の給与支払報告書を作成し、毎年1月1日時点で従業員が居住する自治体に提出しなければいけません。

#### 【提出期限】

令和7年1月31日(金) \*早期の提出にご理解とご協力をお願いいたします。

#### 【提出物の内容】

##### ①総括表

特別徴収義務者に指定される場合は、指定番号入りのものをご使用ください。

##### ②給与支払報告書

従業員1人につき、1枚の提出が必要です。

##### ③仕切紙(普通徴収切替理由書)

特別徴収に該当しない従業員を有する場合は、提出が必要です。

#### 【提出にあたっての注意点】

昨年、電子申告(eLTAX)を活用し、給与支払報告書を提出いただいた事業主の皆さんには、総括表を送付しておりませんので、ご注意ください。

また、特別徴収に該当しない従業員を有する場合は、特別徴収と普通徴収の間に「仕切紙(普通徴収切替理由書)」を挟み、区分けにご協力ください。